

議第59号

三島市介護保険条例の一部を改正する条例案

三島市介護保険条例（平成12年三島市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「第78条の2第4項第1号、」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスに限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）とする。

第4条第1項第6号中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1項第6号の改正規定は、平成30年8月1日から施行する。

平成30年6月12日提出

三島市長 豊岡 武士